

令和7年4月14日

保護者の皆様

府中町教育委員会教育長 新田 憲章
府中南小学校長 倉本 樹

学校のきまり（生徒指導規程）について

陽春の候、保護者の皆様には、平素から学校の教育活動にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、児童生徒の健全育成にあたっては、児童生徒一人一人の規範意識や自律心を高め、社会的な自立を進めていくことが重要です。学校においては、児童生徒の実態や社会の変化に応じて組織的な生徒指導に取り組んでいるところです。

すべての児童生徒が学校という集団生活の場で、安心して生活するためには、一定のきまりが必要です。各学校では、教育目標に向かって、児童生徒が安全で安心した学校生活を送り、保護者・教職員が協力して児童生徒の健やかな成長を図るためするために「学校のきまり（生徒指導規程）」を定めています。

児童生徒が、学校のきまりを自分のものとしてとらえ、内面的な自覚を促すように、教職員は指導していきますので、保護者の皆様にも、その内容や必要性についてご理解いただき、その上で、学校と家庭が協力しながら適切に指導していただければと思います。

なお、学校のきまりが守られなかった場合、保護者と連携の上、別紙にあるような特別な指導を行うことになります。また、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱うべき行為については、警察等の関係機関とも連携を図っていきます。

よりよい学校生活が送れるよう、ご家庭でもお子さまとお話をしていただけたらと思います。